

裾野市週休2日制工事試行要領

令和6年3月8日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、裾野市が発注する建設工事において週休2日の確保を推進する工事(以下「週休2日制工事」をいう。)を試行実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 契約工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まないものとする。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)をいい、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を4週8休以上、25%(7日/28日)以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%(6日/28日)以上25%未満を4週6休以上4週7休未満という。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象(以下「対象工事」という。)は、裾野市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携又は建築工事積算基準により積算する工事のうち、発注者が指定するものとする。ただし、次の各号に該当する工事を除く。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (2) 施工に必要な実日数が概ね1か月未満の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (4) 通年維持工事
- (5) 緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)

(発注)

第4条 週休2日制工事は、工事担当課等の長が対象工事から選定し、特記仕様書に週

休2日制工事である旨を明示して発注するものとする。

(費用の計上)

第5条 発注者は、当初積算時の費用については4週8休以上を前提とした補正計数により各経費を補正し、算出するものとし、その計算に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領又は静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領を準用するものとする。

2 発注者は、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未滿又は4週6休以上4週7休未滿の補正計数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。この場合において、4週6休に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(実施方法)

第6条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画・実績表(参考様式)を監督員に提出し、これに基づき施工する。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画・実績表(参考様式)を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行い、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による契約変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以後に発注する建設工事に適用する。